主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告人の抗告理由四(二)について。

抵当権の存否自体を確定するには、抵当権存否確認の訴が認められている。本件の競売開始決定に対する異議手続は、競売手続を進行させるか否かを決定するものに外ならず、抵当権の存否それ自体について既判力を生ずるものではない。このような事件は、公開法廷における審理を経なくても憲法三二条・八二条に反しないことは、昭和四〇年六月三〇日当裁判所大法廷決定(昭和三七年(ク)第二四三号、民集一九巻四号一一四頁)の趣旨に照らし明らかである。論旨は採用することができない。

その余の抗告理由は、原決定に民法の解釈の誤があること、事実認定に審理不尽・理由不備の違法があること等を主張するものであつて、特別抗告適法の理由とならない。

よつて、本件抗告を棄却し、抗告費用は抗告人の負担すべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和四二年一二月一五日

最高裁判所第三小法廷

俊	正	田	横	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
雄	正	本	松	裁判官
美	義	村	飯	裁判官